

令和4年 第2回

# 武蔵野市教育委員会定例会

令和4年2月9日

於 812会議室

武蔵野市教育委員会

## 令和4年第2回武蔵野市教育委員会定例会

○令和4年2月9日（水曜日）

○出席委員（5名）

教 育 長	竹 内 道 則	教育長職務代理者	井 口 大 也
委 員	渡 邊 一 衛	委 員	清 水 健 一
委 員	高 橋 和		

○事務局出席者

教 育 部 長	樋 爪 泰 平	教育企画課長	渡 邊 克 利
教育企画課 学校施設課 担当課長	西 館 知 宏	指 導 課 長	村 松 良 臣
統括指導主事	小 澤 泰 斗	教育支援課 教育相談支援 担当課長	祐 成 将 晴
教育支援課長	牛 込 秀 明	生涯学習課 スポーツ課長	長 坂 征
生涯学習課 スポーツ課 武蔵野ふるさと 歴史館 担当課長	栗 原 一 浩	図 書 館 長	目 澤 弘 康

○日 程

1. 開 会
2. 事務局報告
3. 議 案

議案第2号 武蔵野市教育委員会教育目標及び令和4年度武蔵野市教育委員会の基本方針（案）について

議案第3号 武蔵野市文化財保護条例の一部を改正する条例

議案第4号 武蔵野市立図書館条例の一部を改正する条例

議案第5号 武蔵野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

議案第6号 武蔵野市立小・中学校管理職の人事について

#### 4. 協議事項

- (1) 武蔵野市いじめ防止基本方針ポスター「子どもたちの願い」言葉の選出について
- (2) 第二期武蔵野市スポーツ推進計画（案）について

#### 5. 報告事項

- (1) 武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策について
- (2) 武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト2.0～について
- (3) (公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の合併に係る準備作業の進捗状況及び今後の予定について
- (4) 令和3年度成人式「未来をひらくはたちのつどい」開催報告について
- (5) 令和3年度 第6回 武蔵野市子ども図書館文芸賞受賞者について

#### 6. その他

---

◎開会の辞

○竹内教育長 ただいまから令和4年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、武蔵野市教育委員会会議規則第36条の規定により、議長において、井口委員、清水委員、私、竹内、以上3名を指名いたします。

次に、傍聴についてお諮りいたします。

定員の範囲内で傍聴の申込みがあった場合、本日の傍聴を許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、傍聴を許可いたします。

これより議事に入ります。

本日の議事のうち、議案第6号 武蔵野市立小・中学校管理職の人事については、人事に関する案件でございますので、最後に非公開で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、非公開といたします。

---

◎事務局報告

○竹内教育長 次に、事務局報告に入ります。

教育部長から報告をお願いします。

○樋爪教育部長 それでは、前回の教育委員会定例会以降の教育委員会の状況等についてご報告をさせていただきます。

まず、市立小・中学校で判明した新型コロナウイルス感染症検査の陽性反応者について、1月分で公表した分についてご報告をいたします。

陽性反応者は、市立小・中学校全18校で確認をされています。総数は126人で、内訳は、小学校は児童96人、教職員6人、中学校は生徒17人、教職員3人、このほか給食・食育振興財団の職員4人でございます。学級閉鎖をした総数が14学級となっております。

学校内での連続した感染拡大というのは起きておりませんが、改めて保護者の皆様におミクロン株の感染拡大に対する市立学校の対応についてお知らせをいたしました。具体的には、主体的・対話的で深い学びを実現する授業を実施する上で、学校生活における感染症対策を徹底することを前提として、できる限り対面での授業を継続していくことを基本とし、学級閉鎖時の対応や登校を控える児童・生徒に向けた学習支援の家庭学習の支援として、学習者用コンピュータの活用を行いながら、教育活動に取り組んでいること。特に、教育活動の継続について、新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドラインに基づくこと。学級閉鎖等を実施する場合は、昨年決定しました新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖等の基準に基づき対応するとともに、学習者用コンピュータを活用したいいわゆるオンライン朝の会や家庭学習の支援を行っていく。感染予防のため登校できない児童・生徒については、欠席とせず、学習者用コンピュータを活用してオンライン上で面談するなどして健康状態や学習状況を把握するとともに、学校の学習内容や課題を伝えることなど個別に対応すること。これらに加えて、ご家庭での感染防止対策の徹底をお願いしたところでございます。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種状況ですけれども、2月7日時点で12歳以上の方々86.2%、11万6,158人が市内全体で2回目の接種を終えております。3回目の接種につきましては、2月7日時点で1万4,869人、接種率が全体に対して11.6%という状況でございます。

国からは、1月13日に接種間隔についてさらなる前倒しの考え方が示され、本市では接種間隔を6か月とすることとし、65歳以上の方の3回目の接種の予約を1月19日から、18歳から64歳までの方の予約を1月26日から開始をしております。1月21日時点で、4月上旬までの配送分として、ファイザー製のワクチン5万310人分、モデルナ社製ワクチン6万2,250人分、合計11万2,560人分の配分が決定しており、3回目に想定される接種対象者数を上回るワクチンの配分が決定をしているというところでございます。

次に、市内の学校の状況でございます。2月を迎え、1年間のまとめの時期となり、多くの行事などが行われております。

1月23日から3日間、市立小・中学校の書き初め展を市民文化会館で開催しております。全小・中学校の児童・生徒が取り組んだ作品のうち、小学校1、2年生の硬筆書写が約250点、小学校3年生から中学校3年生までの毛筆書写が約750点展示されました。感染症予防対策を徹底した上で、3日間で3,588人の方に鑑賞いただきました。

それから、2月4日から2月8日まで、市立小・中学校美術展を市民文化会館で開催をしております。全小・中学校の児童・生徒数が、図画工作と美術の時間に作成した作品とともに、本市と友好都市交流をしている富山県南砺市利賀村及び長野県安曇野市豊科の小・中学校の児童・生徒の作品が本年度も特別展示をされました。また、特別支援教育紹介・作品展も併せて開催をいたしました。こちらにも感染症予防対策を徹底した上で、5日間で2,704人の方にご鑑賞いただきました。

次に、1月7日から10日まで、東京都小学生科学展が日本科学未来館で開催をされました。今年も新型コロナウイルス感染症の影響により、口頭発表は実施をされませんでした。本市から、昨年10月に教育委員の皆様にご選出をいただきました桜野小5年生児童の作品、氷の溶け方比べ、こちらを出品し、東京都教育委員会より優秀賞をいただきました。展示用ポスターと賞状が届いており、桜野小学校に送付しております。なお、今月中に東京都教育委員会ホームページに掲載をされるということでございます。

また、各校から市教育委員会へ出品していただいた学校推薦作品は、市教育委員会賞として賞状を作成し、各校へ送付をしております。いずれも各校で賞状を伝達していただいております、一人一人の自信と意欲を高める取組の一つになったと考えてございます。

次に、これまでに開催されました市内の研究発表会についてでございます。1月21日に開催した桜野小学校には、94人の市内外の先生方にご参加をいただきました。また、1月28日に開催した第五小学校には、102名の先生方にご参加をいただきました。どちらにおいても、参加した教員、授業公開をした教員ともに、学びを深めてもらうため、参観した授業などを基にして協議できる場を設定し、協議が活発に行われておりました。研究発表会での学びを授業に生かし、質の高い授業を展開していただければと考えております。教育委員の皆様におかれましては、ご多用のところご参加をいただきまして、ありがとうございました。

今後は、明日になりますけれども、第三小学校がこれまで発表した2校と同様に深い学びをテーマに研究発表会を開催する予定です。教育委員の皆様におかれましては、ご参加いただければ幸いです。

最後に、第一中学校、第五中学校の改築事業につきましては、仮設校舎の建設工事がいよいよ始まってまいります。第一中学校の施工業者は郡リース株式会社で、2月1日から仮囲いの設置及び工事用の仮設門の設置等の工事に着手をいたしました。第五中学校の施工業者は大和リース株式会社で、2月15日から工事に着手をする予定でございます。

す。2学期の使用開始を目指して、今後、工事を進めてまいる予定でございます。

以上で、事務局報告を終わります。

- 竹内教育長 ただいまの報告に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

---

◎議案第2号 武蔵野市教育委員会教育目標及び令和4年度武蔵野市教育委員会の基本方針（案）について

- 竹内教育長 それでは、次に議案に入ります。

議案第2号 武蔵野市教育委員会教育目標及び令和4年度武蔵野市教育委員会の基本方針（案）についてを議題といたします。

説明をお願いします。教育企画課長。

- 渡邊教育企画課長 それでは、議案第2号についてご説明いたします。

これにつきましては、先月の教育委員会定例会で協議事項としてたたき台をお示しして、様々ご意見いただきました。それに基づきまして修正をかけております。修正した部分は、網かけで分かるようにしております。

個々のご説明は省かせていただきますが、例えば2ページです。自尊感情測定尺度とはというご質問もありましたので、欄外に注書きをつけたり、こういった形で分かりやすくしております。それから渡邊委員だったと思いますけれども、ちょっと文章が長い部分がありましたので、適切に区切らせていただきました。

今後でございますけれども、今日ご決定いただきましたら、この基本方針に基づきまして、具体的に実施していく重点的事業を事務局のほうで整理しまして、新年度、4月の教育委員会定例会でご説明する予定でございます。

以上です。

- 竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いします。

渡邊委員、どうぞ。

- 渡邊委員 いろいろ指摘した部分を修正して、どうもありがとうございました。非常に読みやすくなって、良かったなと思います。

1か所だけ気になったところがありました。5ページ目の2個目の丸で、連続性のある多様な学び場における、のところ、1行目に「踏まえて」とあり、さらに次の行にも「踏まえた」とあるので、重なっているのです。例えば、理念に「基づき」とすると重な

ることがなくなっていいように思いますので、ご検討のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。いろいろありがとうございました。

○竹内教育長 教育企画課長。

○渡邊教育企画課長 内容的には委員ご指摘のとおりでございますので、そのように修正をかけた上で採択していただければと思ひます。

○竹内教育長 清水委員、どうぞ。

○清水委員 短く読みやすくしていただいて、ありがとうございます。とても分かりやすくなったなと思ひます。

前にも申し上げたんですが、この教育目標を達成するための教育活動をこれから進めていくわけで、これが出来上がったのがスタートですから、ぜひこれが武蔵野の教育として進めていけるように具体的に取り組んでいただきたいなと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○竹内教育長 先日、校長会と副校長会がありましたので、そこでも今清水委員がおっしゃった教育委員会としての目標と学校の目標についてぜひリンクをしてほしいということをお話ししておきました。

○清水委員 ありがとうございます。

○竹内教育長 ほか、よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

議案第2号について、若干のご指摘もございましたが、採決に入りたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第2号 武蔵野市教育委員会教育目標及び令和4年度武蔵野市教育委員会の基本方針(案)について、先ほどのご指摘も踏まえて、本案を事務局提案のとおり決することに賛成ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり決定させていただきます。

---

### ◎議案第3号 武蔵野市文化財保護条例の一部を改正する条例

○竹内教育長 次に、議案第3号 武蔵野市文化財保護条例の一部を改正する条例を議題

といたします。

説明をお願いします。ふるさと歴史館担当課長。

○栗原武蔵野ふるさと歴史館担当課長 それでは、議案第3号 武蔵野市文化財保護条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきたいと思います。

新旧対照表はたくさん字句がございますので、その後のほうについております横長の参考資料をご覧くださいませでしょうか。

今回の改正というのは、4月1日に国の文化財保護法の一部が改正されますので、それに合わせてこちらの条例も改正しようということでございまして、主な内容としては、新たに市の文化財登録制度というものを設けようということでございます。指定文化財制度と登録文化財制度という2つの制度ができることとなりますので、少しだけ分かりやすく説明させていただきたいと思います。

もともと国の登録文化財というのがございましたが、平成26年の文化財保護法の改正によって、特に建物などが、もうちょっと分かりやすく言えば、外観は残していくけれども、中はカフェなどに使っても良いというような利活用をして残していこうという動きがありまして、それが登録文化財制度ということになっております。そして、さらにここで改正が行われまして、そういった建物だけではなくて、国の登録文化財制度の中に無形文化財という形のないものが含まれてくると。さらには、今まで地方でばらばらに登録文化財制度ではない自治体がたくさんありましたので、地方自治体も登録文化財制度を設けることができるという条項が新たに加わりました。このところで、それに合わせまして、武蔵野市にも登録文化財制度がございませんでしたので、新たにここで文化財登録制度を設けよう。近隣ですと三鷹市や練馬区、23区の多くはその登録文化財制度を持っておりますので、この時点で改正をしようというものでございます。

では、指定文化財と登録文化財制度はどのように違うのかということをお大きくご説明いたしますと、指定文化財は、簡単に言ってしまえばそのまま残していくということで、非常に厳しい規制がかかっております。それに対して登録文化財のほうは、利活用ということがメインになりますので、中身を少しいじってもいいですよということになっておりまして、改修等の届出は必要ですけれども許可は要らないとか、特に何かあっても罰則規定がないとか、簡単に言ってしまえば、緩やかな形のもの非常に厳しくやはり文化財として残していこうというものと分かれているということでございます。

具体的にその登録文化財制度というものをつくったところでどんなものやっっていく

のかということになりますと、先ほど申し上げましたけれども、無形文化財ということで、例えば武蔵野うどんみたいなものを登録していこうとか、それから樹木、様々な樹木が、古木がございましてけれども、こういったものを登録していこうとか、具体的にはこういったものを来年度以降少しずつ研究して登録をしていこうというふうな動きでございまして。このたびの改正の内容は、こうした主に登録文化財制度を中心に追加していこうという改正でございまして。

説明は以上でございまして。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いします。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 今のご説明で、指定文化財と登録文化財の違いというのは、よく分かりました。これを指定したり登録したりしていくときの手続のプロセスというのが違うと思うのですが、そこを教えてくださいませんか。

○竹内教育長 武蔵野ふるさと歴史館担当課長。

○栗原武蔵野ふるさと歴史館担当課長 どちらも文化財保護委員会というのを中心にやっていくことには間違いはないんですけども、登録文化財のほうは、特に学芸員が調査・研究をかなり重ね、文化財保護委員会に諮問をいたしまして、それに対して答申をいただくという、かなり厳密な調査・研究に基づいたものでございまして。それに対して、新しく設ける登録文化財はそこまでではなくて、もちろん学芸員なりのそれなりの検証等がございましてけれども、そういったものを経て、文化財保護委員は諮問という形にこだわらないで、意見を申し述べるができるような形ということで、協議はいたしますけれども、もう少し緩やかな形で登録することができます。

例えば樹木ですと、樹木の専門家というのは文化財保護委員会に今1名しかおりませんので、それをずっと議論するというよりは、文化財の学芸員を中心としてきちんと調査をして、それを文化財保護委員にご意見をいただくというような、もう少し緩やかな形で登録を行っていくような形になってくると思います。

以上でございまして。

○竹内教育長 ほかいかがでしょうか。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 これは大変良い制度だと感じました。市の文化財はたくさんあると思いますけれども、緩やかに登録できるようになるということは、大変特徴的であると感

た。

条文について教えていただきたいのですが、たいいてい、教育委員会が主語になっているのですが、第9条では、その最後の行に委員に諮問しなければとか、その次のページに、もう1つ、委員という文字が出てくるのです。この委員というのは、教育委員ではなくて別の委員なのですか。何々委員と書いておいたほうがいいように感じたのですが、いかがなものでしょうか。

○竹内教育長 武蔵野ふるさと歴史館担当課長。

○栗原武蔵野ふるさと歴史館担当課長 分かりました。それでは、文言の整理をさせていただいて、分かりやすくしていきたいと思います。ありがとうございます。

○竹内教育長 今のご質問ですが、条例に定義が書かれていると思いますが。

○栗原武蔵野ふるさと歴史館担当課長 そうですね。はい。

○竹内教育長 先ほどの清水委員のご質問とも関連するんですけども、昨日の晩、文化財保護委員会があって、そこに平野家文書の文化財指定についての諮問をちょうど行ったところなんですけれども、文化財保護委員が意見を述べることができるというのは、指定する際に事前的に意見を述べる機会を設けるといふような理解でいいのでしょうか。歴史館館長。

○栗原武蔵野ふるさと歴史館担当課長 そうですね。昨日教育長に出していただいたのは、正式な諮問という形だったんですけども、文化財保護委員会議の中で資料を提出いたしまして、事前協議というのが何度も実は行われておりますので、そういった形と同じように、文化財保護委員会議の中でこういうことを登録していきたいということを申し上げて、ご意見をお伺いしていくというような形になるだろうと思っております。

○竹内教育長 渡邊委員、よろしいでしょうか。文化財保護条例の定義の中で、「文化財保護委員会委員（以下「委員」とする。）」という定義があると思いますので。

○渡邊委員 ここだけ読んだだけでは分からなかったもので、すみません。ありがとうございます。

○竹内教育長 その理解でいいんですよね。

○栗原武蔵野ふるさと歴史館担当課長 はい。さようでございます。

○竹内教育長 ほかいかがでしょうか。

井口委員、どうぞ。

○井口教育長職務代理者 今回、この文化財保護条例の一部改正によって、この登録文化

財制度が始まるというところで、ぜひ多くの市民が知れるように、広報紙、紙媒体のほかにもいろんな媒体を活用していただいて、この登録文化財が広く知れ渡るように動いていただきたいと思いますところでは。

○竹内教育長 歴史館館長。

○栗原武蔵野ふるさと歴史館担当課長 そうですね。指定文化財だけではなくて、登録文化財も変わらず、そういったいろいろ企画展をやるなりいろんなことを通じて、様々な形で、文化財を登録することに意味があることではなくて、その文化財があるということを知っていただいて武蔵野市を好きになっていただくとか、そちらのほうが本当の主眼でございます。登録というのはあくまでその入り口にすぎませんので、十分に井口委員の意図も酌んで、きちんと一層の周知と普及に励んでいきたいと思っております。

○竹内教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

議案第3号について採決に入りたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第3号 武蔵野市文化財保護条例の一部を改正する条例、本案を事務局提案のとおり決することに賛成ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり決定させていただきます。

---

#### ◎議案第4号 武蔵野市立図書館条例の一部を改正する条例

○竹内教育長 次に、議案第4号 武蔵野市立図書館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明をお願いします。図書館長。

○目澤図書館長 よろしくお願いたします。

このたびの条例改正は、図書館協議会を設置するためのものです。

それでは、改正の趣旨、背景等について、議案第4号参考資料と右肩に書かれているものでご説明します。

初めに、1ページ目の1、図書館運営委員会と図書館協議会の設置の根拠の違いについてご覧ください。

各市町村では、図書館法に基づき、条例により図書館協議会を設置しているのが多くございます。ですが、本市は図書館協議会ではなく、図書館法に基づかず、要綱により図書館運営委員会を設置しております。

次に、同じ1ページ目の2です。本市が要綱により図書館運営委員会を設置した経緯をご覧ください。

(1)にあるとおり、設置を検討していた平成14年当時、図書館法上では、2ページ目にわたりますが、公募の市民の方を委員とすることが法の解釈上難しかったという状況にありました。ですが、(2)にあるとおり、本市では、市民、利用者からも広く意見を求めたいと考え、市独自の要綱により、公募市民が参加できる運営委員会を設置したという経緯がございます。

最後に、ではなぜ今協議会を設置しようとしているのか。こちらについては、2ページ目の3、図書館協議会を条例により設置する理由をご覧ください。

まず1つ目に、(1)にあるとおり、平成22年度に直営、指定管理を含め、運営形態について検討してまいりました。そこで昨年度、令和2年度に中央図書館を直営とするという方針を打ち出し、3館の運営体制が定まったという契機がございます。

そして次に、(1)を受けてですが、(2)に記載のとおり、図書館運営について、行政機関の直接的関与とともに、市民参加の機会をより確実なものとしたいと考え、条例による設置を検討し、今回の提案に至っております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 市民参加の考え方というのは、とても良いと思います。公平・公正で見識の高い方に参加していただくということはとても大事だと思いますので、ぜひこれからもそういうことを大事にして進めていただきたいと思います。

○竹内教育長 ほかいかがでしょうか。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 私も同じような意見ですが、例えば委員の中に、プレイスなどの委託先の方の参加というのはあるのでしょうか。それともオブザーバー的に出ていただくことになるのですか。

○竹内教育長 図書館長。

○目澤図書館長 例えば、プレイス、吉祥寺図書館、指定管理の者が委員になるということは、想定してございません。ただ、その方たちは、市立図書館事務局側として出席しております。

○竹内教育長 ほかいかがでしょうか。

○渡邊委員 そういう方向で安心しました。中に取り込んでいくということが必要だと思いますので、どうもありがとうございました。

○竹内教育長 ほかいかがでしょうか。

条例案の第9条のところに書いてありますけれども、現実には今の運営委員会と図書館協議会では、構成する委員の構成メンバーは変わらないのでしょうか。

図書館長。

○目澤図書館長 構成する委員については、一部変更がございます。これまでと違うのは、学識経験と市民で運営委員会の委員を構成しておりましたが、協議会になりますと、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭の教育に資する活動する者と学識と市民という形になりまして、そういう意味では、分野を改めて整理したということがございます。

○竹内教育長 範囲を変更した理由について教えてください。

図書館長。

○目澤図書館長 変更した理由は、広く意見をいただきたいといったときに、学識と市民というだけで満たせるかというのを少し整理したということがございます。それと、図書館法上、そして文科省の通知によって、委員の構成内訳を十分参酌するようにという法上の要請もございましたので、それに沿って整理をしたということがございます。

○竹内教育長 そうすると、参酌に従って範囲を広げたという理解でいいのでしょうか。

図書館長。

○目澤図書館長 範囲が広がったということがございます。そして、公募市民も委員として構成するということが付け加わってございます。

○竹内教育長 はい、分かりました。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

議案第4号について採決に入りたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第4号 武蔵野市立図書館条例の一部を改正する条例、本案を事務局提案のとおり決することに賛成ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり決定させていただきます。

---

◎議案第5号 武蔵野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

○竹内教育長 次に、議案第5号 武蔵野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

この議案は教職員の業務量に関するもので、報告事項の2、武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト2.0～についてと密接に関連するため、一括して報告を求めたいと思います。

議案第5号と報告事項2を一括して取り扱うことについて異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、説明をお願いします。指導課長。

○村松指導課長 それでは、議案第5号 武蔵野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則及び報告事項2、武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト2.0～の改定については、併せて説明いたします。

武蔵野市立学校の管理運営に関する規則については、現行の規則に第29条として、教育職員の業務量の適切な管理の条文を追加する内容に係る改正でございます。前回、武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト2.0～について協議いただきました。協議を基に加除訂正については特にございませんでしたので、改めて議案の説明を含め、ご報告します。

議案と併せて、いきいきプロジェクトの冊子、5ページ、6ページをご覧ください。

5ページにありますとおり、令和元年12月の給特法の改正から国の示す公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが指針に格上げされました。令和2年1月に服務監督権者である教育委員会が講ずべき措置として、在校時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等に定めることが示されました。そこで、6ページに示した武蔵野市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針にある上限時間の目安を原則に改定し、特例的な扱いを含め、その内容を武蔵野市立学校の管理運営に関する規則第29条として追加するための改正でございます。

この上限時間の設定については、平成31年4月に施行された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律において示された上限時間の設定に基づいたもので、国の指針に格上げされた公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン、東京都の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び都立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針と同じ時間、内容としております。また、武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則も、同様の時間、内容が示されております。

本議案についてご採決いただきましたら、武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト2.0～につきましても、案を取り、各校に示し、いきいきプロジェクトを推進してまいります。

説明は以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 このような基準を設けて勤務時間を管理していくというのは、働き方改革でとても大切なことだと思います。これを踏まえてやっていくということなんですけれども、一つ知っておいていただきたいと思うことは、現職だったときのこととお話すると、管理職としては、法律的に超勤4項目というのがあって、その4項目以外では超勤は命じることができない。例えば、生徒の実習に関わる業務であるとか、学校行事に関わる業務、それから校長が命じた職員会議とかの業務、あとは非常災害時のときの業務というこの4つだけに限られているわけです。

今は、勤務時間の中に授業がいっぱい入っているので、その残りの時間、あるいは空きの時間を使って先生方は仕事をしているわけなんですけれども、その仕事の分量というのは人によって随分違うということがあると思います。ですから、例えば今教務主幹が一番忙しい時期だろうなと思いますけれども、研究の先生が年度末にまとめたり、教務主幹が次年度の準備をしたりするときは、相当なボリュームの仕事量がある。そういうことを少しでも軽減するために、武蔵野市は予算を取って人的措置を講じているというのも、これは大変ありがたいことだと思っています。そういった学校の現状を見ていくと、もっと進めたいんだけど、実際に組織上それがなかなか難しいことを知った上で、こういったことを進めていくということが大事であるということ、現場を知っている人間としてお伝えしたいと思いました。

以上です。

○竹内教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

井口委員、どうぞ。

○井口教育長職務代理者 今までのこの議論の中で、その先生方の上限を決めていくというものの一つの指標は、時間であるということが随分と分かってきたところです。また、今回のこのプロジェクトを決めていくに当たっては、現場の先生方の意見も十分にいろんな切り口から見て考えていかれたということも分かっているところです。ぜひいきいきプロジェクトが進むことによって、今よりももっとさらに多くの先生方がいきいきとするように願うばかりでございます。

私からは以上です。

○竹内教育長 直接このこととは関係ないんですけども、法律の改正だったと思うんですけども、各都道府県が条例を定めることによって、先生たちの労働時間について、年間の変形労働時間制を取ることができて、要するに夏休みとかに集中して休みというか、労働時間を少し減らして、年間の学期中の時間を増やせるようにするという制度があったと思うんですけども、私はあれは課題が結構あるんじゃないかなと思っています。制度が整ったとしても進められるにはまだ遠いかなと思うんですが、東京都における予定の状況について何か聞いていらっしゃいますか。

指導課長。

○村松指導課長 変形労働時間制については、都においても議論されているというところまで、このところあまり情報が入ってきていないところがあります。今回は確認がまだできていませんけれども、都のほうも教育長と同じように課題を認識しながら議論が進められていると思いますので、そこを踏まえて、また武蔵野市としても先生方のご意見をいただきながら考えていかなければいけないものと考えております。

○竹内教育長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 こちらに書かれています勤務時間、在校時間等ですけども、これは、私は武蔵野市のいきいきプロジェクトであるならば、武蔵野市独自のその目標時間があってもいいのかなと思っています。今は、都のものと同じなんですよね。さらに、もうちょっと少なくというのが努力目標としてあってもいいのではないかなと思いますので、一言伝えさせていただきました。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 今回は管理運営規則の改正で、規則等につきましては、基準に合わせてというふうに考えております。前回もご議論いただきましたけれども、当面の目標というところで同様に目標設定をしているところがございますが、まだ全部が達成できていないので、令和4年度は達成するように努める中で、今度5年度については、今委員ご指摘のような武蔵野市としての目標の設定について考えていきたいと思っております。

○竹内教育長 よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

議案第5号について採決に入りたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第5号 武蔵野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、本案を事務局提案のとおり決することに賛成ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり決定させていただきます。

また、以上の議案と密接に関連する報告事項2、武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト2.0～については、了承されたものいたします。

---

### ◎協議事項

○竹内教育長 次に、協議事項に入ります。

協議事項1、武蔵野市いじめ防止基本方針ポスター「子どもたちの願い」言葉の選出についてを議題といたします。

この協議事項はいじめの防止に関するもので、報告事項1、武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策についてと密接に関連するため、一括して報告を求めたいと思っております。

協議事項1と報告事項1を一括して取り扱うことについて異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、説明をお願いします。統括指導主事。

○小澤統括指導主事 それでは、報告事項1及び協議事項1について、併せてご説明いた

します。

初めに、武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策についてをご説明します。

1月の定例教育委員会でご協議をいただきました。いただいたご意見を踏まえ、加筆修正をいたしました。修正した部分についてご説明します。

まず、1ページをお願いいたします。

「いじめの問題を風化させず」という言葉について、ご指摘いただいたとおり「他人ごとにはせず」と変更するとともに、本市で取り組んでいることについて分かりやすいように文言を修正いたしました。

次に、2ページをお願いいたします。

根拠が明確になるよう、四角枠の中に根拠について加筆をしております。この後の四角枠の中についても、同じようにいじめ防止対策、例えば2のいじめの定義というところで、いじめ防止対策推進法というような形で入れておりますが、この後の四角の中についても同様に根拠を示すというような形で加筆をしております。

次に、3ページをご覧ください。

3ページの上の四角枠の中の丸の6つ目のポツの2つ目でございますが、「机や壁に」というようなことで、そういう場所以外にも誹謗中傷が書かれることはあるだろうということで、それ以外の部分もというご指摘がありましたので、「等」という言葉を足させていただきました。

次に、7ページをお願いします。

7ページは、ここは保護者や地域、また関係機関との連携について記載をしているところです。四角枠の下の記事の中で、「例えば、」という段落がございますが、そこに本市の状況に合わせて「開かれた学校づくり協議会」というような形で言葉を変更させていただきました。

また、同じページですが、下にQRコードのところについてご指摘をいただきました。それぞれの連絡先について矢印をつけていたのですが、少し分かりづらいところがございましたので、QRコードと矢印が近くなるように調整をいたしました。

続いて、9ページをお願いいたします。

9ページの中ほどにあるカ、関係機関等との連携等のポツの2つ目になります。1月のご協議いただいた際には、「学校相互間の連携協力体制の整備」という文言だったのですが、本市の子どもたちの状況を踏まえ、より具体的に伝わるよう「いじめを受けた

児童・生徒といじめを行った児童・生徒が同じ学校に在籍していない場合も踏まえた」という文言を追加いたしました。

また、同じページ、下の段ですが、ク、学校評価への指導のところ、いじめが発生した際の課題についてご指摘がありましたので、「課題を隠さず」という文言を追加して修正をいたしました。

続いて、15ページをお願いいたします。

15ページは、重大事態への対処について記載をしているところです。本市として、いじめ防止対策推進法に基づいて重大事態を捉えることが明確になるように記載を変更いたしました。そのほか軽微な修正を加えています。全体的に軽微な修正を加えています。報告事項については、以上でございます。

次に、協議事項1、武蔵野市いじめ防止基本方針ポスター「子どもたちの願い」の言葉の選出についてご説明いたします。

いじめの問題を他人事にせず、常に子どもたちがいじめの問題を意識できるように、武蔵野市いじめ防止基本方針ポスター「子どもたちの願い」の更新をいたします。これは、子どもの権利条約第12条にある子どもたちの意見表明の機会の一つとして捉えております。子どもたちの言葉を生かして、ポスターにまとめたいと考えております。

ポスターの上部の枠の中には、各校で年度当初などに決めたスローガンを書き込んでいただく形式にしております。今回、委員の皆様を選んでいただいた言葉は、ポスターの教育委員会で協議・決定の中に入れ込む言葉となります。

協議事項1の資料2、各校からの選出の一覧に示している言葉は、各校からの選出された言葉の一覧となっています。子どもたちの願いの選出に当たっては、加害者にならない、傍観者にならない、いじめの被害に遭ったときの3つの観点から、言葉を1つずつ協議して選んでいただきたいと思いますと考えております。

なお、委員の皆様が3つの観点到に沿ってお考えになる中で、別紙、令和3年度各校の子どもたちの願いの一覧から適切な言葉がある場合は、選んでいただくことも可能です。協議の中でご発言いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 まず、報告事項については、いろいろ修正いただいてありがとうございます。

大変分かりやすくなって、良かったと思います。どうもありがとうございました。

本当は前回のときに、協議事項として、この言葉を選ぶ予定だったのですよね。今日やる予定ですか。そうすると、それぞれの委員から提案するという形になるのですか。

○竹内教育長 統括指導主事。

○小澤統括指導主事 渡邊委員おっしゃるとおりでございます。

○渡邊委員 どのように進めていきますか。

○竹内教育長 先ほどの具体的方策のご説明もありましたけれども、主に基本方針のポスターに掲げてある具体的な子どもたちの言葉を協議していただきながら選んでいきたいと思うんですが、具体的な、ここで書いてある言葉について、これがいいとか、あるいはこういう表現だったらいいんじゃないかということについて委員からお話があれば、ぜひそれぞれ聞かせていただきたいと思います。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 ご説明いただいた武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策については、渡邊委員もおっしゃったんですけれども、非常にクリアになって、分かりやすくなったなということを感じました。

それで、いじめ防止基本方針ポスターですけれども、その文言をずっと見ながらいろいろ考えました。考えつつ、ちょっともやもやしたものもあって、自分が現職だった頃にどんなことが困っていたのかな、どんなことがもっと良くなればいいと思っていたのかなということも幾つか思い当たることがあったので、それをお話しさせていただきます。

教育委員会からこのポスターが来ます。5月か6月ぐらいに。そうすると、朝会で先生たちにこんな話をします。今年はいじめ防止ポスターが来ましたと。これを各学級掲示してください。そして、ここに書かれていることについては、きちんとクラスの中で話し合いをして確認してください。クラスとして何を一番大事にするかということを決めてください。いじめが起きないように学級経営をしてくださいねという話をしたんです。学校の中を回っていて、配って1週間たったにもかかわらず前年のポスターが貼ってある学級もあります。そういうクラスについては、担任を呼んで、変えなさいということ、それから話し合いはしたんですかということを探ねると、なかなか時間がないというようなことで、まだ話し合いはしていませんとか、じゃ、また聞くからねと言って、しつこく聞くんです。そうすると、話し合いはしているんだけど、このポスターに書かれ

ているのが各学校の子どもたちが選んだ言葉の中から選ばれているものなので、自分たちが選んだ感覚がないんですよね。もっと言うと、子どもたちにしてみると、自分たちのクラスは違うよね。だけど、これが来ているから、これやらなくちゃいけないという違和感が現職のときずっとありました。

私が大事にしていかななくちゃいけないなと思うのは、クラスの課題ってみんな違うんです。それから、低学年と高学年は違うし、中学行くとまたもっと違う。そういう中で、その言葉を教育委員会で決めたものを印刷して配るのではなくて、教育委員会では、幾つかの候補を選ぶ。そして、その幾つかの候補をそのままポスターとともに学校に配って、各クラスでしっかりと話し合いをして、そこでクラスでこれを1年間大事にしていこうよと言ったことを書き込むようなポスターにしたらどうかなということはずっと思っていたのです。今日そのことを伝えたいなという気持ちがすごく強くて、そうすることによって、例えば道徳の時間なんかで子どもたちが話し合うんです。どうしてその言葉を選んだのかということ子どもたちが発表します。そうすると、それを聞いたほかの子どもたちが、僕は、私はちょっと違う考えだよとか、クラスはこういうことが今問題になっていないのかなとか、そういった子どもたちの意見を集約していく中で、子どもたちから、自分たちは今年これを大事にしていきたいなという言葉が出てきたら、それは自分たちのものとして1年間取り組んでいけるんじゃないのかなと。だから、そのお膳立てを教育委員会がしていくことによって、各クラスの実態に合ったいじめ防止ポスターが出来上がって、それは常にクラスで意識をしながら取り組んでいくということになるので、方向性としては良いんだけど、進め方としてそんな形の最終的な書き込みはクラスがやると。当然校長先生は、教室を回って見ますから、その具体的などころで担任の先生とまた今の状況はどうという話ができると思うんです。そんなことで来年から進めたらどうかなと思うんですけれども、教育委員の皆さんはどうでしょうか。

○竹内教育長 答えてもらう前に、1つ確認をしておきたいんです。今の清水委員の問いかけにも関連するので。

私たちは、平成26年7月にいじめ防止基本方針をつくるときに、ほかの自治体では、マニュアルのように何ページにもわたって結構なボリュームでつくっているところもあるんですけれども、これをつくって風化しないように、だから子どもたちが常に身近で触れられるようなポスターの形で、しかも基本方針は分かりやすく1枚でいこうというふうに決めて、そういうふうに届けてきたわけですよね。そういうことが対処方針を定

めた上でも、その基本方針を定めてきた理念は変わらないということを確認したいんです。そのことを踏まえて清水委員のご意見があると思いますので、先にその答弁のところだけいただけますか。

統括指導主事。

○小澤統括指導主事 教育長がお話しされたとおり、この具体的方策は定めませんが、子どもたちの願いについては、そのままの形で進めていこうと思っています。

清水委員からご指摘いただいた部分ですが、今回のポスターの案で示させていただいている一番上の部分は、各校で年度当初などにスローガンを考えて記入するというふうに記載をさせていただいています。これは、清水委員がおっしゃっていたその段階よりも少し大きな段階になってしまうかもしれませんが、学校ごとで取りあえず入れてくださいということで、案を示させていただいております。場合によっては、クラスごとにその中身が変わっていくということも想定をされますので、どちらにしてもこの具体的方策案の中でお示ししているとおりに、他人事にせずというところで、子どもたちに清水委員がおっしゃったように、話合いのきっかけになるようなところとしてつくってきたいということと、これは私の個人的な考えになってしまうんですが、教育委員会としても、皆さんのいじめを止めるということについての思いを一緒にみんなで考えていかなければならない問題だというふうに思いますので、そういう意味でも、ここに意見として、考え方というか、その思いを入れていくということは、一つの方策になるかなと考えております。

○竹内教育長 指導課長。

○村松指導課長 大きくりに言いましたけれども、今までは、ここにも全部言葉が入っていたんです。今回は、ここを空白にして学校に渡します。なので、ここは先ほど清水委員がおっしゃったように、各学級でここを話し合って入れて、自分たちの学年の言葉を決めます。今までは2回ポスターを改定していますが、毎年同じものを貼る形で続いていたわけです。けれども、今回はここを学校ごとに入れるので、毎年学級数分配って、ここを入れてもらうという形にしていこうと思っています。

今回お願いしたいことは、各校からいじめについて、この11月までに考えてきたものから選んできた言葉の中から、武蔵野市の子どもたちの願いとして、3つほど選んでいただきたいというところでございます。

趣旨については、清水委員おっしゃるとおり、私たちとしても同じことを考えていて、

全部埋めてしまうのではなくて、学校ごと、学級ごとにしっかりと自分たちの考えを入れるべきだと認識しております。

以上です。

○**竹内教育長** 指導課としての考え方の説明がありましたが、その前に清水委員の問いかけがありますので、どうですか。いいですか。ほかの委員に伺っても。

渡邊委員、どうぞ。

○**渡邊委員** 改善を進める上で、自分たちで考えて自分たちの行きたい方向をきちんと示すということが大切なので、清水委員からもご提案があったような、それから指導課長、統括指導主事からも説明あったように、自分たちで決めていくということはとても大切ですよ。そして自分たちで決めたことは自分たちで守らなければならないという意識が芽生えますので、そういう形で進めていっていただけるのはありがたいと思います。教育委員会としては、こういう3つの用語、言葉を提案していますということも、教育委員会の立場からも伝えたいというところが多分あると思いますので、その両方を兼ねたポスターになるということですよ。今までは風船に言葉が全部書かれていたけれども、それを自分たちで書くということで、非常に良い方向だと感じました。

それで、あとは私たちが選ぶということになるのでしょうか。よろしくお願いします。

○**竹内教育長** 分かりました。確認をしたいんですが、清水委員が先ほどお話しした趣旨というのは、今指導課から風船3つの部分を選んでほしいということだったんですが、そこも含めてフリーハンドにしておいたほうがいいのかという趣旨でしょうか。

○**清水委員** 私の気持ちはそういうことなんです。各校で年度当初などにスローガンを考えて記入するということは、これは期待としては、学校の先生たちで決めるということでしょうか。

○**竹内教育長** 統括指導主事。

○**小澤統括指導主事** 本日資料としても別紙ということで、各校の子どもたちの願いという言葉のペーパーをつけさせていただいておりますが、これは子どもたちが授業の中を通してですとか、例えば生徒会が動いてですとか、そういう中でこの子どもたちから出てきた言葉ということで、スローガンをつくってみたり、出てきた意見ということでまとめていますので、その各校で年度当初などにスローガンを考えて記入するというその枠の中は、先生たちが考える意見というよりは、子どもたちの意見を生かしてこの中に入れていっていただきたいという趣旨です。

○竹内教育長 清水委員、どうぞ。

○清水委員 分かりました。

例えば、生徒会とか児童会で話し合うということになると思うんだけど、当事者意識ということだと、学級なんです。あるいは学年というのものもあるかもしれないけども、学級の中で、自分がいる狭いエリアの中で今課題になっていることとか、それから、こういうふうにしたらもっともっとみんなが仲良くなるよねとか、そういった辺りでの中身を書き込める、入れ込めるようなポスターにしていったらいいだろうなと私は思っているんです。だから、それを何か実現するような形でこの辺を少し、例えばこの文言であるとか、その辺を検討していただければいいかなと思うんですけども。

○竹内教育長 ほかに。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 私は、清水委員の話、そして統括指導主事のお話を伺ってしまして、これじゃないというふうに思うんです。多分思っていることは一緒なんじゃないかなと思ってます。ただ、教育委員会として出すポスターですので、教育委員会からのメッセージということも必要なので、それをこの丸の中に、ここで言うところのアの中で言いますと、白丸であったり、黄色丸というところにも教育委員会としてのこういう願いというものがあり、さらに学校、クラスにおいてのクラスの目標であったり、願いというものを一番上に児童が書き込むというような形というのは、大変良いポスターになるのではないかなと私は個人的に思いました。

○竹内教育長 井口委員、どうぞ。

○井口教育長職務代理者 私は、こちらの最初の説明のありました具体的方策のところから話をしていきたいと思えます。

方策については、本当感謝しているところです。先月の委員会の中で、「風化」という言葉を「他人ごとにはせず」としてはどうかと申し上げました。また、策定にあたっての冒頭、「いじめは」というところを「命」というところから始まる文に変えていただいて、良くなったなというふうに思ったところです。

今度は話を元に戻しまして、各校のこのポスターにつきましては、ふと私も今思ったんですけども、他人事にせず自分事というところで、このポスターの案のところ、各校で年度当初などにと書いてあると、これを受けた側は、普通は各校、学校ごとに決めていくと思ってしまうでしょう。ですから、この案のところの各校というのを各クラ

スなどでと書き換えることで、これを受け取った校長先生やそして学級担任の先生方の思い入れというか、それがまさにその先生にとっても他人事ではないということが子どもたちに伝われば、より中身が気持ちに近づくものになるのかなと感じました。

以上です。

○**竹内教育長** 各委員のご意見を伺っていると、フリーハンドの部分をもどの程度というところはあるんですが、教育委員会としても少し方針的なものを出したいというニュアンスもあるので、例えば清水委員が先ほどおっしゃった、このメインのスローガンについては、今井口委員がご提案されたようなもう少し学校単位ではなくて学級、あるいは学年というところも含めたニュアンスで記述できるということが前面に出てきた上であれば、教育委員会でこの下の丸3つについて一定程度の案を出すということで調和しそうですね。

統括指導主事。

○**小澤統括指導主事** 教育長がおっしゃっているとおり、案としては各校でというふうにお示しさせていただきましたが、今までのご協議の内容をお伺いすると、学級であったり、学年であったりと様々なフェーズがあるのかなというふうに思います。ですので、紙ベースでは今各校でと書いてありますが、井口委員がおっしゃったように、少しこの記載を変えさせていただいて、どのフェーズでいくのかということについても、各校の中で対応に幅ができるというようなことも可能かなと考えています。

○**竹内教育長** その上で、指導課のご提案では、3つほど教育委員会として定めてほしいというご提案ですけれども、この3つというのと、それから協議事項1で各校からの選出の一覧と、それから各校の子どもたちの願いを出していただいているじゃないですか。これについて、この3つを決めるに当たってどういうふうに取り扱うかというのは、何かご説明ありますか。

○**小澤統括指導主事** 先ほどご説明させていただいた中でも、子どもたちの願いの選出に当たってということで、3つの観点を述べさせていただきました。1つ目は、加害者にならないということ。2つ目が、傍観者にならないということ。そして3つ目として、いじめの被害に遭ったときというような視点を持って言葉のほうを選出していただきたいということでございます。

○**竹内教育長** 加害者にならない、あるいは傍観者にならない、そして被害を受けた、その3つの立場の観点から選んでほしいという趣旨かと思います。そのことも含めて、あ

るいは具体的にこの言葉がいいのではないかということについて、ご意見がありましたら、お願いします。

井口委員、どうぞ。

○井口教育長職務代理者 今、教育委員会で協議・決定する内容、3項目を選んでほしいというお話ですけれども、もう1個、四角で囲ってある武蔵野の子どもたちの願いという部分については、もうこれは決まっていることなのか。バランス的に、ここの何が来るのかによって変わってくると思いましたので、お聞かせください。

○竹内教育長 統括指導主事。

○小澤統括指導主事 今のポスターの中で点線の言葉で示させていただいている武蔵野の子どもたちの願いというのは、選んでいただいた言葉が武蔵野の子どもたちの願いですというような意味で入れさせていただいているものです。この中には言葉が入ることではなくて、ほかの場所に移すことも可能でございます。

○竹内教育長 どうですか。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 前回、考えていましたので、提案してよろしいのでしょうか。

○竹内教育長 もし流れとして3つの観点ということでよろしければ、それをメインにして、おっしゃっていただければ助かります。

○渡邊委員 先ほど3つの観点、加害者にならない、傍観者にならない、いじめの被害に遭ったときということで、順番に番号づけしていただけると何番と言えるんですけれども、まず加害者にならないという点では、4番目の「友達にも自分にも優しくし、いろいろな人がいることを理解してお互いを尊重します」というのが、私が気に入っています。少し長いので、その次の次、「あなたなら、それやられたらどう思う？」というのが、次善の策かなと思っています。このバルーンの中に長い言葉が入らないかもしれないので、少し迷いました。

それから、2番目の傍観者にならないというのは、下から5番目、「見過ごさないで！勇気をもって あなたの優しさがみんなを変える」、これが結構、じんと来るというか、見過ごさないでという気持ちがよく出ていると感じました。

それから、最後の3番目ですけれども、上から5番目で、「嫌なことがあったら相談しよう」、11番目の「相談に乗ろうか？」その言葉が大切」です。相談に乗ろうかというのは、上から目線だなというふう感じたので、相談しようという優しい言葉で声

かけしてあげるといように思いましたので、候補としました。

○竹内教育長 ありがとうございます。具体的な言及ありがとうございました。

いかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 私もこの各校からの選出の一覧の中から2ついいと思ったものを挙げさせていただきたいと思います。

1つ目は、「あなたなら、それやられたらどう思う？」というのは、とても良いなと思いました。偶然にも渡邊委員と全く同じで、もう一つも、「見過ごさないで！勇気をもって あなたの優しさがみんなを変える」というのは、非常に良い言葉ではないかなと思いました。

以上です。

○竹内教育長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

井口委員、どうぞ。

○井口教育長職務代理者 皆さん感覚が似ているのかなと思うところもありつつ、私は、このポスターというのは毎年多分ほぼ同じこの柔らかい色調のポスターなので、だからこそ去年のものが貼ってあったりとかということもあるように思います。見て子どもたちが驚く内容は何なのかなと思ったときに、悪ふざけといじめ、どこからの線で、された側が嫌だと思ったところからいじめになり得るというふうな解釈からいくと、私はこの各校からの選出の一覧でまとめていただいたものにはないんですけども、あえて「いじめといじりは紙一重」というこの言葉、すごいインパクトがあると思いました。悪ふざけ、いじりといじめってどこから変わってくるのかということから、これがとてもいいのかなと思ったところですよ。

以上です。

○竹内教育長 今井口委員がご指摘いただいたのは、具体的にどこの。

○井口教育長職務代理者 「いじめといじりは紙一重」は……

○竹内教育長 四中のところですね。

○井口教育長職務代理者 そうですね。第四中のところですね。

○竹内教育長 清水委員はいかがでしょう。どうぞ。

○清水委員 思いは変わりません。これを何か絵に描いた餅にしないで、これが一つのス

タートになって、クラスがいじめのないクラスになってほしいなということを切に願っています。

そういうふうにして考えていったときに、こういったところもクラスで決める余地があったら私はいいと思うけれども、教育委員会という組織の場なので、皆さんで協議して決めていくわけですけれども、学級も違う、学年も違うという中で、これがぴったりくるよというのはなかなか難しいと思います。ただ、私がもしこういうところに書くとすれば、ネガティブな表現ではなくて、そういうことをするといじめのないクラスになるよねとか、何かみんなが温かい気持ちを持てるねとか、譲り合えるねとか、心配そうな子に声かけてあげられるよねみたいなそういった肯定的な、前向きな表現の言葉を選ぶのがいいのかなということを思います。

○竹内教育長 私も一言申し上げておきます。

私も自由度があったほうが良いと思いますし、基本的に小学校1年生から中学校3年生までであるので、小学校と中学校、あるいは学年段階で言葉の定め方ってすごく幅があると思うんです。そのところで言うと、自由度を極力残しておいたほうが良いと思っています。その上で、具体的な言及をいただいた言葉も、きっとここならいいんじゃないかなというようなところも私も同感です。そして、中学だとそういう先ほどのいじりといじめって結構微妙なところからいつの間にかそれが移っているみたいなところも実態としてあると思うので、そういう意味での井口委員がご指摘いただいた発言もそのとおりだなというふうに思います。

その中で、進め方を確認しておきたいんですけども、これをポスターとして形にするのは、教育委員会の定例会という流れの中ではステップが考えられるのでしょうか。

指導課長。

○村松指導課長 今回うまく3つ決まれば、このままポスターとして印刷をして、各校に年度当初に配布ということを考えておりましたので、特にこの後のステップというのは想定しておりませんでした。

今、ご意見として、選出した一覧の中から4点、そして各校から出てきたところからということで1点、5点教育委員の皆様から言葉をいただいています。その中には、先ほど清水委員からお話がありましたその肯定的な、前向きなというような言葉についても選ばれているなと思っております。ですので、あとは指導課に一任いただいて、こちらのほうで印刷をする。そして先ほど今までは貼ってくださいというだけだったわけで

すが、今日ご議論いただいた中で、こちらは学校単位、学校で自由度を高めてということと今回各校でという書き方をしたのです。けれども、本来は学級というところを単位としては思っていました。逆にもう一つ風船を書いて、個人というのもあってもいいのかなというぐらい最初は考えていたんですけれども、印刷物として、また掲示するものとしてということがありましたので、学級単位かなと思ってはおります。

そういうところで、今回選んでいただいたところについては、各校それぞれ子どもたちの意見を表明する場として、これは子どもの権利に関する条例が検討されていますけれども、それに合わせての取組でございますので、しっかり学校から出てきたものについては、何らかの形でフィードバックしていきたいと思っています。今日ご意見いただいたものをこちらから絞ってこの3つという形で配置する、もしくはもう一つ増やすというぐらいの形で各校にお示しできればと思っております。

○竹内教育長 ありがとうございます。この間のやり取りの中で、ある程度の輪郭ができてきたと思うんですが、今日の時間的な制約もあるので、これをずっと絞り込むまでの議論はちょっと難しいと思うんです。例えば今日議論していただいたものの中で、事務局のほうで一定程度こういう形に取りまとめをしていただいて、それを確認するというステップをもし踏めるのであれば、大体教育委員のご意見というのは伺うことができたので、そういう形で確認をするという方向でいきたいと思うんですが、皆さん、いかがでしょうか。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 私は4番目がいいかなと思ったのですが、高橋委員がおっしゃっていたのも加害者にならないという範囲に属するので、取り下げて、その代わりに高橋委員と共通で6番目にすると、残り4つになりますので、4つ入れるか、その中からまた3つにすると選びやすくなるかなということで、1つ減らしたいと思います。「優しくする」というのは、下から5番目のところにも入っていますから、その辺共通点があつていいと思いましたので、初めの提案を1個取り下げます。よろしくをお願いします。

○竹内教育長 高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 先ほど教育長からもご発言がありましたけれども、確かに低学年と中学生が同じ目標を掲げるというのはかなり難しいところもあるのかなと思います。しかし、令和4年度はもう難しいと思うので、今後のお話ですけれども、例えばかなりの枚数を刷ると思うので、そこの中に入れるこういう言葉というのは、ある程度の学年、9学年の

うち、低学年と高学年みたいな形で、そこの文字だけを入れ替えるような形で、低学年用と高学年用を作ってもいいのかなと少し思いました。

○竹内教育長 いかがでしょうか。事務局としてそういうステップを踏むことは想定できるかどうか。

指導課長、お願いします。

○村松指導課長 では、ご意見いただきましたものを踏まえまして、次回、また次々回になるか分かりませんが、ポスター案と今後のこのポスターの運用について報告をさせていただきます。

○竹内教育長 よろしいでしょうか。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 今、まとめていただいたことでいいかなと思います。大事なことは、これがスタートになるんだということと、それから本当にクラスの子どもたちが、一人一人がみんな自分の考えを持って意見を述べ合って、それを基にしてみんなで頑張ろう、取り組んでいこうね、いいクラスにしようねという形でずっとこれを1年間使っていってもらおうということが大事だと思うので、これはぜひ説明のときに各学校にお伝えいただきたいなと思います。

○竹内教育長 ありがとうございます。

それでは、協議事項1については、この間、今日ご議論いただきましたけれども、そのことを踏まえて、確認をすることができる、案という形でしょうか。確認することができるというステップを踏むということで、方向性について了承したいということできたいと思います。よろしく願いいたします。

それから、以上の議案と密接に関連する報告事項の1、武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策につきましては、了承されたものといたします。

次に、協議事項2、第二期武蔵野市スポーツ推進計画（案）についてを議題といたします。

説明をお願いします。生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 協議事項2、第二期武蔵野市スポーツ推進計画（案）について、11月の中間まとめについてご報告した以降の主な変更点を中心にご説明いたします。

このたびは表紙のみカラーとなっておりますが、全体としてこのような色味で統一し

ております。3月には、全てカラー版でお示しいたします。

それでは、先にお送りしている主な変更点を中心にご説明いたします。中間のまとめ以降、教育委員会や文教委員会、パブリックコメントでのご意見を受け、変更をしております。

初めに、6ページでございます。

スポーツの定義でございますが、高橋委員や文教委員会でのご意見を受けまして、3段落目の「また、」以降を追加しております。

次に、8ページですが、計画の進行管理を追記しており、このように進行管理を行ってまいります。

次に、34ページから37ページの課題のまとめの(1)から(5)のタイトルを記載のとおり変更しております。

次に、47ページ、計画の数値目標ですが、4つ設けており、この指標は、本計画の基本理念を実現する上で最も基本となるスポーツの実施率に着目いたしまして、成人等と障害者のそれぞれの実施状況といたしました。また、そのスポーツ実施率を高めるための補完的な指標としまして、総合体育館と温水プールの満足度を設定し、目標を達成できるよう施策を展開してまいります。

続きまして、58ページです。

こちらは、総合体育館の大規模改修工事につきましてですが、当初、令和6年度の工事着手を予定しておりましたが、市全体の公共施設の整備時期が令和6年度に集中することが分かりましたので、財政負担の平準化のため、給排水管の残存年限等を確認しながら、令和8年度から10年度にかけて実施することとなりました。また、プールの今後の在り方につきまして、検討結果等は記載のとおりでございますが、屋外プールは廃止し、温水プール、管理棟を建て替えることで、遊泳コースの増、幼児プールの屋内化、バリアフリー化を図り、年間を通して誰もがプールを利用しやすい環境を整備することが望ましいとの結論に至りました。今後、第六期長期計画・調整計画の策定の中で議論を深めてまいります。

次に、95ページ、98ページの用語説明ですが、これは渡邊委員からのご指摘のとおり、武蔵野市の事業が分かりやすいようにアスタリスクを追記してございます。

103ページ、105ページには、スポーツ施設の整備に係る検討結果を掲載いたしました。

続きまして、106ページ、107ページには、スポーツマップを掲載いたしました。画

質があまり良なくて字が潰れて読みづらいことが確認できましたので、これは削除いたしました。市のホームページ等に誘導できればと考えております。

続きまして、108ページ、109ページには、ロジックモデルの掲載をしております。

110ページ以降につきましては、パブコメの結果と対応方針を追加いたしました。

お戻りいただきまして、50ページをご覧いただければと思います。

前回の清水委員からのご指摘で、ジャンボリーについて、武蔵野市特有のことなので明記をしたほうが良いというご指摘がございましたので、そこは追記させていただいております。そのほか細かなご指摘を踏まえ、修正しているところでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 指摘した部分をかなり修正していただき、どうもありがとうございました。

大変読みやすく分かりやすく、追加事項もたくさんあって、かなりまとめるのが大変だったなということを思います。

それで、追加事項も含めて気になったところありますので、順番にお話ししていきたいと思います。

まず、8ページの計画の進行管理、これは新しく追加していただいたところですが、P D C Aのサイクルを回す、この図自体はいいんですけれども、ここのActionじゃなくてActですね。それはJ I Sでもそう決まっています。マネジメントサイクルにおいて、実は改善というのはP D C Aサイクルを回すことが改善なんですよね。だからここは改善よりも対策だとよいと思います。計画、実施、評価、対策。それでその対策を具体的に計画に回す。それでこのサイクルを回していくのが改善ということなので、改善よりも対策がいいと思いました。見直し、対策、上の2行目のところもそういう言葉で調整していただけるようご検討いただきたいと思います。

その次が、66ページ、ここの下の図ですが、この矢印の向きはこれでいいのでしょうか。六長に向かって矢印が入っているのですが、ほかの矢印は下に下りてきてスポーツ推進計画に結びついているという図なのです。ですから、六長へ向かって矢印が入っていて果たしていいのかなということを思いました。多分逆なのではないかという感じがします。

72ページ以降にモニタリングアンケートの話が各施設について出ています。利用者意

見とか管理者意見とかあるのですが、これの根拠があると思うのです。モニタリングアンケートの根拠、出典があると思うので、その説明をどこかに入れておいていただけるとよい。そうするとどういう方を対象にして、どういうアンケートを取ったからこういう内容がでてきたということがわかります。

武蔵野市公の施設のモニタリング・評価結果報告書をウェブで取ってみたのですが、この項目自体は細かくは書いていないのです。でも、これをベースにしているのかなと思いましたので、もしそうだったら、出典を書いておくと、安心ですので、お願いしたいと思います。

次が108ページ、109ページのロジックモデル、これはあえてロジックモデルという言葉を使ったほうがいいのかと思いました。右側のほうに理念があって、その次に数値目標があって、基本方針になっているのですが、通常は理念があって、方針があって、目標なのです。基本方針と数値目標は、逆ではないかと感じました。企業だと会社の理念があって、社長の方針、経営者の方針があって、その下にそれに基づいた具体的な目標値というのが立てられるのです。それでその先に対策があるわけですけども、これも矢印はどちらからどちらがいいのかなと思ったのです。本当はこれは設計的なアプローチなので、一番右側の理念があって、それに基づいて方針に下りてきて、それで目標値、それで施策、主な事業という矢印がいいのかなと思うのです。ご検討いただきたいと思います。

スポーツ推進計画のロジックとあえて書かなくても、モデルでもいいのかなと思ったのですが、あるいはマップとか、あえてロジックと入れたかった理由というのがあったら、説明していただきたいと思いました。

それから、これはなかなか直せないのかもしれないですけども、参考資料の最後のところで、パブコメが出ていて、112ページ以降の18番目以降、「ご意見として承ります」、大体こういう返事を書くのでしょうか。よく分からないのですが、もう少し丁寧な返事の仕方をしたほうがいいのかのように感じました。承ってその後どうするのですかと思いました。多分こういうパブコメの回答は書く内容は大体決まっていますね。実際に実現できないところはそれなりの言葉が入ると思うので、今後の参考にさせていただきますというような言葉を使われるといいと感じました。

以上です。

○竹内教育長 生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 ご指摘いただきまして、ありがとうございます。

8ページの進行管理のところですか。すみません。我々の確認が漏れていたようで、大変申し訳ありませんでした。訂正いたします。

66ページの六長からの矢印の件につきましても、大変失礼いたしました。修正させていただきます。

72ページにつきましては、出典を分かりやすく示させていただければと思います。

ロジックモデルのところの基本方針と数値目標が逆、そうですね。主な事業、こういう細かな事業から積み上げをやってきた経緯からこういう並び順だったもので、委員おっしゃるように、基本理念の下に基本方針が来るというのはおっしゃるとおりかなと思いますので、修正をさせていただければと思います。

パブコメの「ご意見として承ります」というのは、要望型のものについてどうしてもなかなか対応できないものについては、こういったコメントがほかの計画でも多いのかなと思っております。こちらの記載とさせていただいております。

○竹内教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、協議事項2については、若干のご指摘いただいたところの修正も踏まえた上で、その上で了承していきたいと思っております。そのように進めさせていただきたいと思っております。

---

### ◎報告事項

○竹内教育長 次に、報告事項に入ります。

報告事項3、（公財）武蔵野文化事業団と（公財）武蔵野生涯学習振興事業団の合併に係る準備作業の進捗状況及び今後の予定についてです。

説明をお願いします。生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 それでは、武蔵野文化事業団と生涯学習振興事業団の合併に係る準備作業の進捗状況及び今後の予定についてご報告申し上げます。

まず初めに、新公益財団法人の発足に伴う法的手続となりますが、昨年9月に東京都へ認定の申請を行い、11月に認定書を受領いたしております。今後は、今月から債権者保護手続として、官報公告などを行った後、4月1日以降、登記の手続を行う予定となっております。

2番の市民等への周知についてですが、今回の合併の予定と新たな法人名称につつま

しては、1月1日号の市報などで周知を行っております。また、各種システムの変更に  
つきましては、3月1日号の市報で、システムの登録者や会員の皆様に個別にお知らせ  
いたします。

続いて、施設・講座予約システム等の改修の進捗状況についてですが、これらにつき  
ましては、4月からの稼働に向けて最終調整をしております。

まず、施設・講座予約システムについてですが、インターネットで申請できる対象施  
設を拡充いたします。具体的には、公会堂、芸能劇場、スイングホールのホールや劇場  
などについて追加をいたします。

次に、施設の使用料等の支払い方法の拡充ですが、インターネットでのオンライン決  
済や窓口でのキャッシュレス決済を7月から導入予定です。また文化施設につきま  
しては、口座振込も導入予定となっております。これらのシステムの稼働は、3月31日を予  
定しております。

次に、公演などのチケット販売システムについてですが、スマホを利用したチケット  
レスシステムを導入いたします。こちらも稼働は4月1日の予定となっております。

裏面をお願いいたします。

補足ですが、システム更新に伴うインターネット受付の拡充などに加えまして、事業  
団が管理する施設窓口では、一部を除いてほかの施設の申請受付も取扱い可能としまし  
て、利便性の向上を図ります。これまで市政センター窓口で行っていましたが施設使用の  
申請受付、チケットの購入・発券などの取扱いにつきましては、その取扱い数が減少し  
ている状況も踏まえ、令和3年度末で終了とする予定でございます。

次に、(3)のホームページについてですが、記載のとおり、スマートフォンに対応  
したページ構成や検索機能の充実によって利便性の向上を図ってまいります。稼働予定  
は4月1日からとなります。

最後に、今後の予定についてですが、3月には、指定管理者の指定議案としまして、  
生涯学習事業団に吸収合併される形になる文化事業団の関連施設につきまして、改めて  
指定をいただくための議案審議をお願いする予定でございます。そして新法人のスター  
トは、4月1日からという予定となっております。

報告は以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

次に、報告事項4、令和3年度成人式「未来をひらくはたちのつどい」開催報告についてです。

説明をお願いします。生涯学習スポーツ課長。

○長坂生涯学習スポーツ課長 それでは、報告事項4、令和3年度成人式「未来をひらくはたちのつどい」の開催のご報告をいたします。

教育委員の皆様には、当日ご参加いただきましてありがとうございます。今年度は例年と違いまして、2回に分けて実施をいたしました。

対象の方は、こちらに記載のとおりで、市内在住者が1,289名、市外が96名、合計1,385名です。

出席者数は、新成人は、第1回目が343名、第2回目が299名、出席率は46.4%でございました。恩師、お世話になった地域の方々のご出席は、記載のとおりとなっております。

裏面をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策及び安全対策につきましては、記載のとおり、十分対策を行いまして安全に実施できました。

10番ですが、令和2年度の代替イベントを同日の夕方に実施いたしました。対象者は1,281名で、出席者は187名、出席率が14.6%でございました。

報告は以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

次に、報告事項5、令和3年度 第6回 武蔵野市子ども図書館文芸賞受賞者についてです。

説明をお願いします。図書館長。

○目澤図書館長 今年度も無事に開催をすることができました。

1番、応募作品総数は1,019点になります。

2番、内訳、3番、受賞者は、記載のとおりとなっております。

4番、表彰式を2月27日に開催予定ですが、このコロナもありまして、参加人数を大幅に縮小して開催できればと考えております。

5番、その他、受賞者は市報2月15日号で公表を予定しております。

私からは以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

---

### ◎その他

○竹内教育長 次に、その他です。

その他として、何かございますか。

○渡邊教育企画課長 特にございません。

○竹内教育長 それでは、これをもちまして本日の公開部分の議事については終了いたしました。

次回の教育委員会定例会は、令和4年3月3日、午前10時から開催いたしますので、よろしくをお願いいたします。

午前11時43分 公開部分議事終了